

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00288055
2024年7月1日

発信課	福祉保険部生活支援課
担当者	丹治 雄斗
連絡先	電 話 2660
	F A X
	E-mail hikazei-kyufu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和6年7月1日 ~ 令和6年10月31日
発表項目 (行事名)	令和6年度旭川市低所得世帯給付金の支給スケジュール等について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和6年度旭川市低所得世帯給付金支給事業を実施いたしますので、報道方よりしくお願いいたします。 詳細については別紙のとおりです。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

令和 6 年度旭川市低所得世帯給付金の支給スケジュール等について

1 対象世帯

次のすべてに該当する世帯

- (1) 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）において旭川市に住民登録がある
- (2) 世帯全員が、令和 6 年度個人住民税所得割が課されていない
- (3) 世帯の全員が、令和 6 年度住民税が課されている他の親族の扶養を受けている者ではない
- (4) 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいない
- (5) 世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいない
- (6) 既に他の市町村で本給付金と同様の給付を受けた世帯ではない

2 対象外世帯

「令和 5 年度住民税非課税世帯への給付（7 万円）」又は「令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10 万円）」の対象となった世帯は対象になりません

3 支給金額

1 世帯あたり 1 0 万円（1 回限り）

※18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日以降に出生した児童）がいる場合は、1 人当たり 5 万円（こども加算金）を給付します。

4 支給方法と支給時期

(1) 確認書

支給対象となる可能性の高い世帯に対しては、7 月上旬に確認書を発送します。振込先情報等を記入のうえ返送してください。

(2) オンライン等による申請

確認書が届かない世帯でも、対象になると思われる場合は、「オンラインによる申請」「郵送による申請」「窓口申請」にて受け付けます。なお、支給時期につきましては、確認書等を受理した日から 2 ～ 3 週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、提出書類に不備がある場合はこの限りではありません。また、世帯に転入者がいる場合は、更に支給時期が遅くなります。

5 受付期間

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（水）まで（※当日消印有効）

※提出が遅れた場合は受付できなくなりますので、御注意ください。

6 問い合わせ先

受付時間：午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで（土日祝日を除く）

〒070-8525 旭川市 5 条通 9 丁目左 1 号 ベストアメニティ旭川ビル 1 階

旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル 0166-76-7415